

谷山第二地区 第12号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部
 谷山都市計画事務所
 〒891-0194 鹿児島市谷山中央四丁目4927番地
 鹿児島市役所 谷山支所3階
 TEL 099-269-2111
 内線 谷山第二地区係 314
 工事補償係 317

つきましては、9月に『区画整理だより・特集号』でお知らせいたしましたが、土地所有者、借地権者のいずれも立候補者が、選挙すべき委員の数を超えませんでしたので投票は行わずに、以下の方々が新しい谷山第二地区区画整理審議会委員に当選です。

なお任期は平成14年12月15日～平成19年12月14日(12月2日付け公告)されました。

選挙によります。

借地権者の選出委員

平川 義信 委員(再任)

塘	徳男	委員(再任)
出田	博之	委員(再任)
鳥越	一夫	委員(再任)
宮里	久實	委員(再任)
橋口	康高	委員(再任)
上村	正則	委員(再任)
本田	永里	委員(再任)
永里	初雄	委員(再任)
永里	勝己	委員(新任)
永里	委員	(再任)

土地所有者の選出委員(届出順)

谷山第一地区区画整理審議会委員に当選です。

なお任期は平成14年12月15日～平成19年12月14日(12月2日付け公告)されました。

選挙によります。

谷山第一地区区画整理**審議会委員が決まりました**

新永田橋付近上空から撮影

移転補償費に係る**税の申告について**

土地区画整理事業で建物等の移転に伴う補償金を12月末まで受け取られた方は、譲渡所得として翌年の3月15日までに確定申告を行うことになります。

課税特例の条件を満たすものについては、次のような課税の特例があります。

- ① 通称「5000万円控除の適用」といわれる特別控除(租税特別措置法第三三の四)
- ② 代替資産の取得金額の範囲内において譲渡がなされたものとして取り扱われる「代替資産の取得」(租税特別措置法第三三・二三の二)

申告をする際には、①と②の申告方法があり、このいずれかを選択して確定申告することになります。また、個々におきましても、他の所得税等との関係がござりますので、事前に税務署へお問い合わせ下さい。

鹿児島税務署資産課税部門
(鹿児島市に居住の方)

電話 255-8111

※ このような譲渡所得等の課税特例を受けるためには、一定の証明書を確定申告に添付することを条件として適用されることになっています。

この証明書は、移転補償費の支払い後に谷山都市計画事務所から送付いたしますので、確定申告等をされる時に添付して下さい。(確定申告する際は、各領収書も必要ですので大切に保管しておいて下さい。)

建物解体について

谷山第二地区の土地区画整理事業は、平成13年度には124棟の建物の移転を完了し平成14年度の11月末現在、累計で198棟の建物移転を完了いたしました。

建物解体に伴い発生する廃棄物の処理については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」がさらに強化され、平成14年5月30日から『分別解体等及び再資源化等』が義務づけられました。

○建物解体の場合、床面積80m²以上の工事について

解体工事は、建設業許可業者が解体工事業登録業者のいずれかでないと出来ません。（床面積80m²未満についてもできるだけいずれかの業者を選定して下さいますようお願いします。）

解体業務内容について、解体工事に着手する前に谷山都市計画事務所『工事補償係』と打ち合わせて下さい。

建設業許可・解体工事業登録

工期
・分別解体等の計画策定について
・工事着手前に講じる措置について
・マニフェスト伝票、解体時の写真について

お願い



調査・測量・工事について

「不明な点、市との土地の売買契約後に土地の権利移動が立入りをお願いすることがあります。あつた時は、谷山都市計画事務所『谷山第二地区係』にお問い合わせ下さい。

調査・測量のため、市が委託した調査員が皆さんの土地への立ち入りをお願いすることがあります。このような場合、調査員は谷山都市計画事務所が発行する身分証明書を持参しておりますので、お確かめの上、ご協力をお願いします。

また皆様には、工事施工に際しましては大変ご迷惑をかけておりますが、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら谷山都市計画事務所『工事補償係』にお問い合わせ下さい。

代理人を定めたとき。

借地権の申告をするとき。

（他人名義の土地に建物などを所有する人。）
施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質

次の場合は届け出て下さい

登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付して下さい。)

住所を変更したとき。

代理人を定めたとき。

借地権の申告をするとき。

（他人名義の土地に建物などを所有する人。）
施行区域内での建築物の新築や増・改築、土地の区画形質

の変更、または、移動が容易でない物件の設置・たい積を行なうときは、事前に許可を受けなければなりません。
このような場合は、ただちに谷山都市計画事務所『谷山第二地区係』に各申請書を届け出て下さい。

小宅地対策用地・換地操作用地の契約について

小宅地対策用地と換地操作用地につきましては、該当する方から仮換地指定後に買受申請を提出して頂きます。

その後、移転交渉や仮換地先の状況をみて市から契約のための書類を送付します。
送付された書類の中に同封してある説明をご覧いただき、期限内に手続きを行って下さい。

○送付書類

- ・売却決定通知書
- ・売却代金分納承認申請書
- ・説明文
- ・印鑑登録証明書
- ・収入印紙
- ・実印
- ・送付された書類

○仮換地指定したブロック

- 25, 26, 31-2, 32
- 73, 75, 79 (以上県有地)
- 85 (南高校)
- 84の一部 (谷山中学校)
- 80, 84の一部, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93-1, 94, 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 106, 107 (以上一般宅地)

○仮換地指定率=55.1%

(平成14年12月末現在)

谷山第二地区仮換地指定状況

仮換地指定状況図



今年度の仮換地交渉予定

82, 83, 93の2ブロックを予定しております。